

名古屋市告示第142号

名古屋都市計画高度地区の変更

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第19条第 1項の規定により、名古屋都市計画高度地区を次のとおり変更しました。

なお、関係図書は、同法第21条第 2項において準用する同法第20条第 2項の規定により、名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号）において公衆の縦覧に供します。

令和 7年 3月25日

名古屋市長 広 沢 一 郎

- 1 都市計画の種類
名古屋都市計画高度地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域
名古屋市全域

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課